



多子世帯の大学等の 授業料等無償化について

多子世帯



制度については
こちらをチェック

《申込》

◆在学採用

国による修学支援新制度に未採用の学生は、JASSOの給付型奨学金の在学採用への申込が必要となります。

申込詳細については

【新入生(新規申込み希望者)】は [こちら](#)

を確認して手続きを行ってください。

在学学生(※新2～4年生)は3/24(月)発信のkyonetを確認して手続きを行なってください

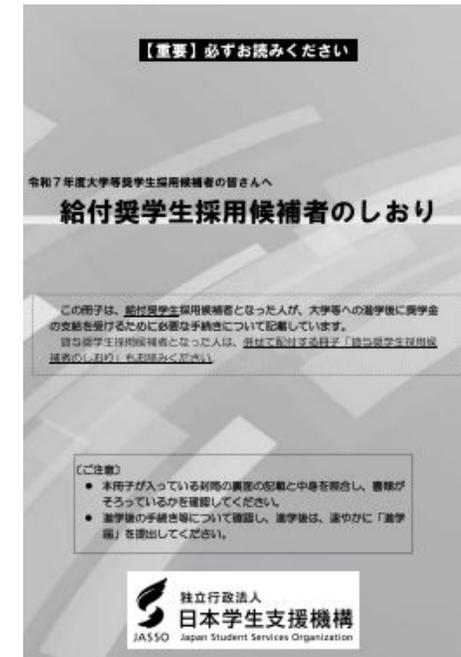
《 申込 》

◆ 予約採用

「令和7年度大学等奨学生採用候補者決定通知」の選考結果欄に【多子世帯○】印がある方は、本制度を利用できる可能性があります。詳細はJASSO「(給付または貸与)奨学生採用候補者のしおり」の該当ページを参照してください。

1. 申込内容及び選考結果				
申込内容	給付奨学金	貸与奨学金		入学時特別増額貸与奨学金
	希望する	併用貸与・第一種奨学金・第二種奨学金の審査を希望する		希望する
選考結果	給付奨学金 ^(※4)	貸与奨学金		
	候補者決定 支援区分：第Ⅱ区分 【多子世帯○】	ア～ウのうち、「候補者決定」と記載のものを1つだけ選択できます ア：併用貸与 ^(※1) イ：第一種奨学金 ウ：第二種奨学金		
		候補者決定	候補者決定	候補者決定
要	国籍・在留資格等	○	○	○

こちらを確認してください



《申込》

◆予約採用

・【多子世帯○】印があり給付奨学金第Ⅱ区分・第Ⅲ区分に採用されている方

【新入生(高校予約採用者)】は[こちら](#)

を確認して進学届を提出することで多子世帯に採用されます。

・その他の方

【新入生(新規申込み希望者)】は [こちら](#)

を確認して手続きを行ってください。

《 申込 》

新規申込の時期と判定に用いる住民税の課税情報は次のとおりです。

新規申込の時期	判定に用いる住民税の課税情報
2025年春：4 / 7～	2023年12月31日時点
2025年秋：9～10月上旬(予定)	2024年12月31日時点



【注意点】

- 既に国による修学支援新制度に採用されている在學生は、JASSOが3月中に判定を行うため、新たに申請する必要はありません。

- 多子世帯であっても自動的に授業料減免が受けられる訳ではありません。

授業料減免を受けるには、定められた期間内に申請を行い、採否の審査結果を待つ必要があります。



【注意点】

●多子世帯の要件を満たすかどうかの判定は、日本学生支援機構がマイナンバーを通じて行います。大学側では多子世帯の要件を満たすか判定はできません。

なお、アルバイト収入が多く生計維持者の扶養から外れている場合など、子どもとしてカウントされないケースもあり得ます。

●所得制限はありませんが、資産要件が設けられています。多子世帯の場合、学生と生計維持者への資産の合計額が3億円未満の場合、支援の対象となります。



【支援の継続】

多子世帯の要件

多子世帯の要件に引き続き該当するか否かについて、毎年JASSOがマイナンバーを通じて確認を行います。その確認の結果は、当該年度秋学期および次年度春学期分の授業料減免に反映されます。

学業要件

本制度の支援継続のためには、学業成績の要件を満たす必要があります。詳細は[こちら](#)をご参照ください。

各種手続き

上記要件の確認以外に、支援継続にかかる各種手続き(在籍報告等)を行っていただく必要があります。

具体的な手続きはkyonetを通じてお知らせします。未対応の場合は支援が停止されることがありますのでご注意ください。